

一 般 競 争 入 札 公 告

公告

福岡県が委託する業務について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年9月2日（水曜日）

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
洋上風力発電に係る先行地視察委託業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書による
- (3) 委託業務履行期間
契約締結日から令和8年12月25日（金）まで
- (4) 委託業務履行場所
新潟県

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ているもの。（競争入札参加資格者名簿（物品・サービス関係）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定めた入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年9月9日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する登録を受けている旅行者であり、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の3第1項及び第2項で規定されている旅行業務を行うことができる第1種旅行業又は第2種旅行業の登録を有する者。
- (2) 本業務委託に関し、十分なノウハウや現地でのネットワークを有するほか、地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）に対して種類及び規模を同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者。

- (3) 本県に本店又は支店、営業所等を有する者。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中ではない者。

なお、指名停止期間中でない者とは、入札参加申込み受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていない者をいう。
- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われた者のいずれにも該当しない者。
- (7) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていない者。

4 当該契約に関する業務の担当

福岡県環境部脱炭素社会推進課再生可能エネルギー推進係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3228（ダイヤルイン）

5 入札説明書の交付

- (1) 期間等
令和8年9月2日（水）から令和8年9月9日（水）までの
毎日午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。そのほか、福岡県ホームページからダウンロードして入手することも可能。

6 入札参加申込み

- (1) 提出書類
入札説明書中の別紙「入札参加申込みに係る提出書類」のとおり
- (2) 提出場所
4の部局
- (3) 提出期限
令和8年9月9日（水） 午後5時00分まで
期限後は受領しない（書類の追加提出等を含む）

(4) 提出方法

直接持参もしくは郵送（書留限定）。

ただし、直接持参の場合は、午前9時00分から午後5時00分まで以外には受領しないことに加え、郵送の場合は書留限定、(3)の期限必着とする。

7 入札の日時、場所及び方法

(1) 日時

令和8年9月15日（火） 午前9時30分

(2) 場所

福岡県庁3階北棟東側 環境部会議室
（福岡市博多区東公園7番7号）

(3) 入札方法

入札書は、入札者又はその代理人が直接持参のうえ提出すること。

8 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに7の(2)の場所で行う。

9 落札者がいない場合の措置

開札した場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。再度の入札は、直ちにその場で行う。

なお、再度の入札を行う場合において、12に規定する無効入札をした者は、これに加わることができない。

10 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(2) 入札保証金の減免

次の場合は、入札保証金が減免される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上の保険金額とし、入札日以前から令和8年9月16日（水）までを保険期間とするもの）を締結し、その証書を提出する場合、又は、過去2年の間に地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との種類及び規模を同じくする契約を2件以上誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

イ アの「規模を同じくする契約」とは、見積金額の2割に相当する金額より

高い金額の契約とする。

11 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(2) 契約保証金の免除

次の場合は、契約保証金が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上の保険金額とし、契約日以前から令和8年12月25日（金）までを保険期間とするもの）を締結し、その証書を提出する場合、又は、過去2年の間に地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との種類及び規模を同じくする契約を2件以上誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

イ アの「規模を同じくする契約」とは、見積金額の2割に相当する金額より高い金額の契約とする。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札。
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札。
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札。
- (5) 入札者又はその代理人の記載がなく、入札者が判明できない入札。
- (6) 入札保証金が10の(1)に規定する金額に達しない入札。
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により必要事項を確認できない入札。
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入

札者のうちくじを引かせない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係らない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書及び仕様書による。